

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会事務局 教育政策課	
契約締結年月日	令和8年6月1日	
業 務 名	小中学校エレベーター非常用バッテリー等取替修繕	
業 務 の 概 要	エレベーター非常用バッテリー等取替修繕 一式	
契約金額(税込)	2,502,500円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社中部支社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>本修繕は、三菱電機ビルソリューションズ株式会社製の昇降機の経年劣化した部品の取替えを行うものであるが、昇降機の稼働に当たっては細心の安全性が求められるため、当該昇降機の仕様や構造等を熟知し、専門的な知識及び技術力を備えた製造者でなければ安全性を担保することが困難である。</p> <p>以上のことから、当該昇降機の製造者であり、かつ長年メンテナンスに従事してきた三菱電機ビルソリューションズ株式会社中部支社と随意契約を行う。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局教育政策課です。